

公文書館基本構想検討委員からの提言

札幌市公文書館設立に向けて

大濱 徹也

一 「提言」にこめた想い

日本のアーカイブズ文化は、歴史研究者の「史料保存」運動に主導されてきたがために、古文書等の「文書（もんじょ）」と称される存在に眼をむけてきたものの、行政等の営みを記録した公文書等への関心が弱かった嫌いがあります。このことは、記録をもとに政策を論じ、戦略・政略を構築するという政治文化を生み育てることなく、ある種の指導者の勘に左右される政治風土を生み育てることともなりました。かつ国民は、統治の対象でしかない「お客さん」にすぎず、統治情報から疎外されてきました。「お客さん」は、選挙の時にだけ「お客様は神さまよ」と囁さ

れこそすれ、統治の主体者として統治情報を手にすることが困難でした。この状況は、「情報公開」の窓口が開かれたことで改善されたとはいえ、必要な統治情報が適切に管理保存されていないため、いまだに続いております。ここには、情報を支配することで、権力を維持していこうとの作法がうかがえます。いわば日本では、統治情報の有無にみられますように、記録と記憶についての意識が欠落しているといっても過言ではありません。このことは日本の民主主義が未成熟であることを証しております。

民主主義は、国民一人ひとりが統治の主体者として、明日の社会を築くことを保障する制度です。この制度を国民が己のものとするには、国家のみならず、各自の生活の場である協同体の在り方を記録した諸資料をはじめ、その営みをめぐる記憶を一人ひとりが共有し、主体的に当該組織の構成員として発言し、行動していくことが求められます。このような民主主義の根を支える器がアーカイブズ—公文

書館です。まさに公文書館の在り方には国民の政治文化の成熟度が直裁に表明されています。私は、札幌市公文書館基本構想検討委員会の委員長として、この想いを『札幌市公文書館基本構想への提言』の「はじめに」で問いかけてしました。

公文書館は、行政の営みを証する多様な公文書等を体系的に移管・選別・保存・管理していくことで、札幌市民の共有財産となし、市政を検証し、明日をより豊かに生きるための方策を問う質す場です。この施設は、以下のような使命を担うことで、市民への多様な説明責任を果たしていく諸活動をなし、開かれた行政を保証し、成熟した民主主義社会の形成に欠かせない器です。

- 1) 公務の証を遺すことで、広く市民への説明責任を果たす場となること
- 2) 効果的な行政運営に資する知と情報の宝庫となること
- 3) より良き明日を築くために歴史を検証しうる器であること

札幌市公文書館には、これらの使命を実現すべく、文書記録等々を情報資源として活用しうる施設となり、行政運営を支え、市民が各自の責任をもって自治の実現をめざしていく場になることが強く期待されています。それは札幌市自治基本条例を札幌という大地に根づかせるものでもあります。(略)

本提言は、札幌市が目指す市民自治の高き理念を実現すべく、より確かな公文書管理の在り方を含め、札幌市公文書館が日本のアーカイブズ文化に新しい地平をきり開くものとなるべく高い理想を掲げております。

まさに札幌市公文書館には、市民自治の砦たる公文書館の実現こそが民主主義を地に根ざす上で欠かせないことに思い致し、札幌市の営みを多様に記録した公文書等を体系的に移管・選別・保存・管理し、市民の共有財産となし、行政運営の透明性を確保し、広く市民に開かれた社会を構築する器になることを期待してやみません。市当局におけるは、現在の厳しい財政下、この理想を実現するには多くの困難があります。本提言を生かした公文書館が早期に設置されることを切望する次第です。

この認識は、内閣官房長官決裁で設置された「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」が二〇〇八年十一月に提出した最終報告『時を貫く記録としての公文書管理の在り方―今、国家事業として取り組む―』が冒頭で「民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある」との「基本認識」を共有し、札幌市政に新地平を開くことへの折念を述べたものです。この理念を実現するには多くの困難があります。まずは札幌市公文書館設立への

第一歩を踏み出したいものです。

二 検証し問い質すという文化への眼

公文書の管理が世間の注目をあつめたのは、社会保険庁における年金記録の不適切な管理をはじめ、防衛省における文書保存期間満了前の文書の「誤廃棄」(「とわだ」の航海日誌)、文書の未作成(装備審査会議事録)、旧厚生省における倉庫等への文書放置(エイズやC型肝炎関連資料)等々の問題が話題を集めたことによります。昨今では、沖縄返還における核持ち込みに関わる佐藤・ニクソン密約合意文書問題があります。この密約文書は、佐藤栄作首相が自宅に持ち帰り、保存されていたことが報じられました。

外交は、記録による交渉であり、記録の管理保存がかかせません。ある種の「密約」も外交にはあることでしょう。その「密約」なるものも時がたてば公開され、その政策が検証され、国民に説明されるべきものです。沖縄密約で核持ち込みを認めたのであれば、そのことを前提に今後の日本の在り方が論じられるべきです。「非核三原則」なるものが空洞化していることを直視せず、被爆国という言葉説を語ることで良いのでしょうか。「非核三原則」を国家として遵守するのであれば、アメリカの核の傘に保護されてきた方途を否定し、「非武装中立」という理念に殉じていく

という国民的合意の形成を計るべきでしょう。仮に日本が国家として亡びようとも。それで亡びる民族であるならばそれだけの存在だったということです。日本国憲法を金科玉条として信仰する前に、己の立ち位置を己の眼で検証し、あるべき明日を想い定めるべきではないでしょうか。記録や情報への眼の弱さは、国家の容(かたち)をめぐる議論において、戦略・政略に関わる議論を信仰談義に貶めていきます。

アーカイブズ—公文書館の記録や情報を知的情報資源とする営みは、現在の北海道が置かれている状況を問い質すためにも、急務の課題です。北海道は、膨大な赤字財政に苦しめられています。何時、誰が知事の際に道財政が赤字に転落したかを検証したのでしょうか。仄聞するに「食の祭典」が引き金とか。であるならばその時の道政の責任者である知事には、その政治責任を如何に総括し、どのような戦略と政略を取ろうとしたかを説明すべき責任が問われます。

また、夕張や赤平などの旧産炭地の住民が市の借金地獄に苦しめられている現状が報じられますもの、何故このような事態になったのかを記録に基いた検証をなし、同じ轍を踏まない方途が提示されたでしょうか。住民が市民であることは、己が属する地域社会の営みを不断に検証しう

ることが保障されており、その協同体―コミュニティの一員として行政等の営みに参加し発言していくことではないでしょうか。

「市民自治」なる言説は、行政が住民に眼を向け、住民サービス等々をしていることへの、行政のアリバイ証明の術ではありません。昨今さかんに喧伝される「市民自治」をはじめとする「自治」なる言葉の氾濫は、国民・市民に「自治」なる名目で「自己責任」の論理をおしつけ、行政の責任を回避している嫌いがあるのではないのでしょうか。それだけに「市民」が市民になるためには、統治の主体者として、市政や道政を検証しうるように統治情報を知的情報資源として共有し、己の明日を現在よりもより開かれた社会にしていく営みが求められています。

このような検証文化の定着こそは、成熟した市民社会を可能にし、札幌市をより活力ある社会にしていく方途です。そのためには、迂遠かもしれませんが、民主主義を支える基盤ともいべき器たる札幌市公文書館を設立し、市民自治の砦を築きたいものです。こうした器が広く認知され、その存在を主張する社会が誕生した時、「明日の朝、アーカイブズは私のことをどのように評価してくれるだろうか」と議員や市長がつぶやくというフランスの小咄が日常的に根づき、政治家が己の営みが検証という秤にかけら

れることを意識して働くことを可能にしましょう。政治を問い質す作法は、日本のマスコミにみられる一過性のごとく事件を追い、「正義感」を煽ぎ立てる報道ではなく、記録に支えられた眼で戦略・政略を検証していくことではないでしょうか。記録の器たるアーカイブズへの眼が希薄なことは、当面の現象を追いかけることに汲々としているかぎり、止むを得ないのかもしれませんが。しかし、この現状を自覚し、検証する文化ともいべきアーカイブズ文化の明日をきり拓かねばなりません。

三 知的資源たる記録情報の管理・選別・移管に問われること

検証する営みを担う公文書館が自治の砦となるためには、記録情報が適正に管理され、適切に選別移管されるシステムが必要です。そのためには、公文書館設立に先駆けて、公文書を適正に管理し、選別・移管をうながすための公文書管理条例が制定されねばなりません。条例には、「国民主権の理念を踏まえ、市民自治を確立するために、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること、公文書等の適正な管理・選別・移管・保存及び利用を図り、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、札幌市が営む諸活動を現在及び将来にわたり説明し、市民が検証

しうるようにする責務を全うされるようにすることを目的とする」という目的を掲げ、条項には次の様なことを明記すべきです。

(一) 文書作成の義務。職員は、実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程、事務及び事業の実績を合理的に跡付ける、検証が出来るように文書を作成すること。ここでは、意思決定を適正かつ円滑に行い、証拠的記録に基いた施策を可能にし、記録を踏まえた説明責任が出来るように、①条例や規則の制定・改廃に関する経緯、②実施機関の長あるいはこれに準ずる者による会議の記録、その決定・了解事項とその経緯、③複数の行政機関あるいは他の地方公共団体との関係に関わる諸記録と経緯、④個人及び法人の権利義務に関わる記録と経緯、⑤職員の人事に関する諸記録等々の作成を義務づけ、分類し管理すること。

(二) 整理・保存・移管・廃棄では、行政文書ファイルを作成、分類し、適正な名称を付け、保存期間後に移管する体系のこと。移管に際しては、①保存期間を定めるに依り、最長でも三十年を限度とし、担当部局が職務上で今後も参考となる知的情報資源とみなせる行政的価値で選別し公文書館に移管すること。②公文書館は、行政的価値による移管を踏まえ、各部局を横断的に検

証し、後世の検証に必要とみなされる公文書等の諸記録の移管をさせること(アーカイブ的価値)。③担当部局は廃棄文書目録を作成し、公文書館長の承認を得て始めて廃棄できること。なお廃棄予定の文書目録は、一定の期間公表し、何人も意見を公文書館長に申し出ることができること。

(三) 管理・移管等の報告。①各部長は行政文書ファイル管理簿の記載状況、その他の行政文書の管理状況を毎年度、市長に報告する。市長は、その報告を市議会に知らせ、概要を公表すること。②公文書館長は年度ごとの移管状況を市長に報告し、公表すること。なお公文書館長には、市長に諮り、移管が停滞し問題がある部局について関係組織の調査ができる権限があり、調査報告を公表できること。

(四) 利用。公文書館に移管されたものは、三十年を経過したものにつき、何人にも公開し、特権の利用を認めないこと。なお、個人識別情報については国立公文書館の規定を参考にして公開基準を作成するが、作成時より百年を経たものは原則公開すること。なお市長・議員をはじめとする公人ならびに役職者については、在任中の期間を、個人識別情報の対象とせず、関係する諸記録を原則的に公開できるようにすること。

(五) 公文書管理委員会。公文書等の管理に識見を有する者を市長が任命し、前記の(一)から(四)にかかわる事項に付いて処理し、各部長等の機関の長、または公文書館長に必要な資料の提出、意見の開陳、説明ならびに協力を求めることが出来ること。

札幌市公文書館は、公文書管理条例にこれらの内容をもりこむことで、『札幌市公文書館基本構想』が謳う「本市が目指す市民自治をより一層推し進めるために、公文書館を設置することが必要」との認識を実現する器となりましょう。しかし公文書館の利用率は、『提言』で述べましたように、博物館や図書館等の「市民利用施設」と比較しても、高いものではありません。公文書館の利用が高いということは行政のある危機的状況の表れともいえるものでもあります。それだけに「昨今」流行の「仕切り」の対象ともなりましょう。しかし公文書館の存在は民主主義の根幹を支えるものだけに、その経費は民主主義のランニングコストとみなすべきではないでしょうか。

このことは、『提言』の末尾を「札幌市における公文書館の設置・運営にあたっては、将来にわたりその活動が保障されるよう、必要な経費を確保し、市民自治を確立する施設として、特段の配慮をなされるよう強く望む」と締めくくりましたが、公文書館運営経費に市予算の何パーセン

トかを充てるということを条例に盛り込むか、市長の意思として議会の了承をとって欲しいとの願望にはかなりません。ちなみに茨城県水戸市は、水戸芸術館を設立した際、時の佐川市長が水戸市の予算の一パーセントを芸術館に交付するとなし、現在も続いています。札幌市は、こうした営みを参考に、「市民自治」という高き理念を実現するために、公文書館運営の予算的処置をすべきではないでしょうか。そのためには、一定の運営経費を確保するとともに、市民が公文書館をささえるようにするための税制上の「寄付控除」も検討してみたらどうでしょうか。

四 市民アーカイブズを

市民自治なるものは、市におんぶに抱っここの市民運動、市に多様なサービスを求める運動である限り、実現できません。公文書館の問題が提起されたとき、公文書館でなく文書館をいう主張には、己が関わってきた組織の記録資料、生活協同組合とか労働運動等々の諸記録を、運動から引退し、その処分に苦慮し、保管先として文化資料室の延長としての文書館構想に求めた向きがあります。このような発想はいかなるものでしょうか。

これらの市民運動等の記録資料は、当該運動の組織が運動を検証する器としてのアーカイブズを構築し、組織の経

営に関わる戦略・政略を検討するために活用する方途を図ること、生かすべきです。そのためには市民アーカイブズともいべき施設が必要であり、市民アーカイブズの存在こそは公文書館の営みを地に着いたものとなしませう。

市民アーカイブズの動向は、市民・住民運動資料研究会の『市民活動資料の保存・整理・公開に関する全国調査報告』（二〇〇六年）が多様な相貌を紹介しています。「はじめに」は、「市民活動資料は、どういうことに役立つだろうか」と問いかけ、次のようにまとめています。

（一）活動団体相互の学習、交流、ネットワークづくりのための資料として

（二）現代史、地方史、社会学、政治学、環境学等々の研究資料として

（三）行政関係者、ジャーナリスト等の調査、取材のための資料として

（四）子どもたちが、地域、環境、人権、平和等を学習するための資料として

市民の手になる市民アーカイブズは、統治される者の場から、統治の実態を検証する器として、国家や自治体のアーカイブズに対峙することで、統治機関の営みを解析することを可能にしましょう。行政アーカイブズともいべき

公文書館は、このような市民アーカイブズの眼で問い質されることで、はじめて検証の器となり、明日をより開かれた社会にするための働きをなします。両者の緊張関係こそは、社会のもたれ合いが生み出す腐蝕の構造を糺し、記録による討論を可能となし、記録に苦い真理を読み取る作法を根付かせるものです。

市民が市民たる己の場を主張し、行政等に対峙していくには、行政の枠に取り込まれた「市民自治」なる歌声で躍るのではなく、市民たる営みを記録した世界から公文書館の諸記録等を検証することが求められます。日本のアーカイブズ運動は、このような世界に歩を進めていくことで、日本の政治文化に新しい地平を開くことを可能にしましょう。

まさに札幌市公文書館の設立は、市民自治という民主主義の原点を支える器をめざすものとして、日本のアーカイブズに画期的な事業となる可能性をもつものです。市民に貌を向けた公文書館こそは、札幌から市民アーカイブズ像を発信し、良き緊張関係の下で検証する文化が札幌市民の生活に根ざし、市民一人ひとりが統治の主体者として発言し行動していく開かれた社会への道を可能としましょう。現在、その第一歩が踏み出されたのです。

（国立公文書館特別参与、筑波大学名誉教授）

“無くてはならぬ”アーカイブズに

―「札幌市公文書館基本構想」の先へ―

鈴江英一

一 はじめに―「基本構想」の先に考えたいこと―

「札幌市公文書館基本構想」（以下、「基本構想」という）が成った。だが、「基本構想」は、事の始まりでしかない。

「札幌市公文書館は、いつ、どのように実現するのか」と、私もよく聞かれるのだが、「基本構想」では、いつ設立するのか、明らかにしていない。いま私たちの眼前にある具体的なものは、市が文書保存センターで保存し、将来、公文書館の評価選別を待つ八万箱余の公文書と、これまで市史編集を担ってきた文化資料室という組織、施設とその所蔵資料七万点だけである。「基本構想」が実施計画案として練られ、具体的な姿をもって立ち現れるには、これからさらなる議論を深める必要があると思っている。設置形態についても、今後の紆余曲折が予想されないでもないが、その議論は、わが国のアーカイブズ（文書館、公文書館、資料館、記録資料館等々）設置の際にはつきものである。わが国には公文書館法があっても、各地のアーカイブズの名称、機能は、多様であって一様にはならない。設置の趣旨とそ

れに至る経過が多様だからである。

日本のアーカイブズの多様さは、その設置を担った戦後の歴史資料保存運動の諸事情とアーカイブズ認識の変遷を反映している。この「基本構想」は、そうした流れの中でどのような位置づけにあるのだろうか。この小稿では、まずそのことを述べて、「基本構想」がどこに向かっているか、またなお考えておくべきことがあるか、いくつかのことに触れておきたい。

二 戦後歴史資料保存運動の流れの中で

太平洋戦争の敗戦によってわが国は、これまでの政治的、社会的体制が維持できなくなった。歴史資料の保存体制もそうであった。華族制度の廃止、農地解放やインフレーションで資産を失った旧華族、地主が、代々伝えてきた古文書を手放すことが起きた。この歴史資料散逸の危機に対して、研究者たちが歴史資料保存の調査、保存の運動を始めた。くわえて一九五〇年代後半から始まった戦後の町村大合併で町村役場の文書が大量に廃棄されることが起る。役場文書の大量廃棄は、札幌市も例外ではなく、合併で琴似・手稲・豊平町役場などの文書を散逸させてしまった。

文書が眼前に散逸するという緊急事態に対処するため、保存の受け皿として、各地で―といっても県レベルが

中心であるが、文書館が設置された。一九五九年(昭和三十
四)に設置された山口県文書館は、その先駆けであった。

国立公文書館の設置(一九七一年(昭和四十六))も、右のよ
うな戦後の歴史資料散逸の危機を契機としていた。ただ、
国立公文書館や地方文書館が機能を発揮するようになる一
九八〇年代になると、公文書館法(一九八七年)も制定され、
公文書の引継、移管がアーカイブズの本来の機能であると
認識されるようになる。各機関が自らの記録を自ら保存す
るといふ、欧米のアーカイブズ理解が紹介され、その学問
的成果が吸収されていったからである。アーカイブズが古
文書保存施設という理解は変わっていった。

一九八〇年代以降、アーカイブズとは、親機関から文書
の恒常的な移管を受け、評価選別し公開する施設であると
いう認識が浸透していった。アーカイブズの役割は、歴史
研究への寄与にとどまるものではなく、地方自治体であれ
ばその自治体の行政効率、市民の自治形成の情報源として、
意義づけられるようになった。二〇〇九年制定の文書管理
法(「公文書等の管理に関する法律」)は、文書を「国民共有
の知的資源」として管理し、主権者である国民が利用する
ものとした。戦後の緊急避難のごとくに組み込まれてきた
歴史資料保存運動は、六〇余年を経て、国が現任と将来の
国民に対して説明責任を行うために公文書の保存を行う責

務を持つと、法律で定めるところにまで到達した。

三 “無くてならぬ”ものに

札幌市の「基本構想」も、右のような歴史資料保存運動
を背景に持ち、今日の公文書管理、公開の流れの中で構想
されている。「基本構想」の「第二 公文書館の基本理念」
の四で掲げている「公文書館設置の意義」は、札幌市にお
けるアーカイブズ設置の理念、基本的な機能の方向を示し
ている。次の三点である。

一点目は、「市民自治の推進」である。公文書館によっ
て、市と市民は市政の情報共有する。市民は、自治の主
体として、市政の検証を行い、市民自治に必要な情報提供
を得るために公文書館が存在する。市と市民は、自治の担
い手としてその役割や責務をあらためて確認することがで
きる。

二点目は、「効率的で公正かつ透明性の高い行政運営の
確保」である。公文書館において行う公文書の公開は、市
政が公正さと透明性をもって推進されるためであり、将来
にわたり市民の評価を受けるためである。また市は過去の
記録を活用、検証することによって、行政運営を効率的・
効果的に行えるようになる。

三点目は、「札幌」を知る場」である。公文書館で公文

書を永続的に保存公開することによって、また市史編さん事業の資料を公開活用することによって、市民は札幌の歴史を一望できる。市民は自らが住む「札幌」とのつながりを歴史の中から確認できる。市外からの来訪者にとっても、公文書館は、札幌の歩みや特性を知る場ともなる。

以上、札幌市公文書館設置の意義として掲げられた三点を要約してみた。ここでは、「基本構想」の文言を多少言い換えたところもあるが、その趣旨を端的に表現するところになるのではなからうか。

「公文書館設置の意義」にみるように、札幌市公文書館は、日常の市政運営と市民の自治に軸足を据えて構想されている。同時に、公文書の蓄積を永続的に行うことにより、「札幌」を長い時間幅で見る視座を提供している。これは、市政を見る眼に歴史の目線を加えたとと言えるのではなからうか。

市政の現在を見る横軸、長い時間幅で見る縦軸を提供する施設として札幌市公文書館が求められている。それは独り札幌市だけではなく、各地のアーカイブズでも同様であると思う。ただ各地のアーカイブズは、そうした働きを十全に果たしているだろうか。近年の地方財政が悪化する中で、美術館、博物館など文化施設の運営が廃止、統合、縮小の俎上に載せられている。アーカイブズも例外ではない。

昨年、二〇〇六年には、北海道立文書館の規模縮小問題があり、その後、岐阜県歴史資料館の機能停止があり、現下は大阪府公文書館問題が浮上している。現在、指定管理者に運営を委ねたアーカイブズも散見する。アーカイブズの組織・機能縮小は、各自自治体によって事情を異にするが、自治体行政の中でアーカイブズが十全に位置づけられ、有効に機能していなかったのではないか、という懸念は拭えない。

たしかに札幌市でもアーカイブズというのは、“有ったらよい”、とは言われる。利用者にとっては、“有ったら有り難い場所”である。資料を見るには便利であるし、分からないところがあれば教えてくれるところだからである。自治体の業務が拡大を許され、財政的にもそれが保障されている時期があった。そうした時期には、諸外国の例を引き合いに、図書館、博物館とともに三大文化施設のひとつとしてアーカイブズが有ってしかるべきだという主張は、文書館設置に有力な論拠を提供してきた。また、アーカイブズによって、公文書の公開がかるうじて可能となった時代では、唯一の公開の場としてアーカイブズの存在を高唱できた。市民としては、事情が許せば“アーカイブズは有った方がよい”と思う。

しかしながら札幌市の「基本構想」で立ち上げようとし

ている公文書館は、「有ったらよい」というのではなく、市民にとって「無くてはならぬ」、市政運営に不可欠の施設である。自治体財政が緊縮に向かう中で、公文書館を建てるのであるから、その必要性について余程、議論を煮詰めておく必要がある。「基本構想」は、事の始まりでしかないというのは、その意味である。

四 公文書館と情報公開制度との関係

「無くてはならぬ」公文書館を実現するために、「基本構想」検討委員会でも私が述べた、一、二のことに言及しておきたい。

その一つは、公文書館と情報公開制度との関係である。情報公開制度は、文書館と同様、国に先立って地方自治体が、一九八二年(昭和五十七)に導入した。やがて「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が一九九九年に成立し、情報公開は国の制度となった。情報公開制度とアーカイブズ制度は、公文書の公開では「車の両輪」の関係にあると言われてきた。情報公開制度は近時の行政情報の開示を担保し、アーカイブズ制度は歴史的な記録の保存と公開を担うという説明がされてきた。少なくともアーカイブズ界では、両者は二つの異なる公文書公開機能であると主張されてきた。事実この二つの公開制度が併存する自治体の

多くは、それぞれの組織で別の役割を担わせている。

札幌市は、一九八五年(昭和六十)に当時の板垣武四市長が、公文書館を設置して情報公開を担わせると表明したことがあった。当時、いくつかの政令指定都市では、板垣市長が思い描いていたような、情報公開制度を担う公文書館を設置していた。しかし、やがて両者の違いが認識されて両機能を分離し、情報公開の総合窓口機能を公文書館に担わせなことをやめた自治体が多い。一九八七年(昭和六十)制定の公文書館法は、「公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ」として、公文書館の性格を歴史に軸足を置いたものとして規定した。情報公開法の制定はその十二年後であるが、地方自治体では、この「車の両輪」論が定着したかに見えた。

しかし、現下の大阪府では、公文書館を行政情報センターに統合し、現用文書と歴史的公文書を一体化して利用者の便を図るとしているように聞く。両機能は性格が違うというのには、アーカイブズ独自の機能を確立しようとする側の論理であるが、それは十分な説得力を持つのかどうか。札幌市でも今後に向けて、その論拠を固めていく必要がある、と再び強調しておきたい。まして「基本構想」が掲げる札幌市公文書館の場合は、現在の市政の透明性、市民の自治の確立に基本的機能の軸足を置き、「歴史資料」に特